

- この「扶養状況報告書」は、被扶養者の認定にあたり、生計維持関係を判断する資料として重要な資料となりますので、必ず事実をありのままご記入ください。
- この「扶養状況報告書」は当健保が扶養認定を行うために使用するものであり、目的以外には一切使用いたしません。
- 当健康保険組合(以下、当健保)は、健康保険関連法令・通達に基づいて、公平かつ厳正な認定を行うため努力しています。被扶養者認定業務のスムーズな運営にご協力のほどお願いいたします。
- 被扶養者認定を申請する前に被扶養者になれる資格があるかどうかをご確認ください。

(1)75才以上の方は、後期高齢者医療制度の被保険者となりますので、当健保の扶養には入れません。

(2)当健保の認定の大前提

- ①認定対象者(以下、その家族)が被保険者(以下、あなた)と一定の親族関係にあること。
- ②その家族は、主としてあなたの収入によって生活していること。
(その家族の生活費のほとんどを主としてあなたが負担していること)
- ③あなたには継続的にその家族を含めた全被扶養者を養う経済的扶養能力があること。
- ④その家族の年収はあなたの年収の1/2未満であること。
- ⑤その家族の収入は厚生労働省通達の収入基準を満たしていること。

(3)被扶養者になれる家族

- ①あなたと同一世帯(同居)でなくともよい人
配偶者(内縁関係も可)、子・孫、兄弟・姉妹、父母・祖父母など あなたの直系尊属
- ②あなたと同一世帯(同居)が条件となる人
①以外の3親等内の親族(義父母等)、あなたの内縁の配偶者の父母、連れ子、あなたの内縁の配偶者死亡後の父母・連れ子

(4)被扶養者になれる収入基準

- ①同一世帯(同居)の場合
 - ・その家族の年間収入が130万円未満(60歳以上、または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害がある人は180万円未満)であり、かつ、その家族の年間収入があなたの年間収入の1/2未満であること。
- ②同一世帯でない(別居)の場合
 - ・その家族の年間収入が130万円未満(60歳以上、または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害がある人は180万円未満)であり、かつ、その家族の年間収入があなたからの仕送り(送金)額より少ないこと。

※同一世帯とは・・・その家族があなたと、家計も住居も同じくしている状態のことです。単に、同居しているだけでは足りず、生計を同じくしている状態です。例えば、二世帯住宅だが家計を別にしている場合や、同一の家屋に住んでいても、家計が共同していない場合などは被扶養者認定においては、同一世帯にはなりません。

(5)仕送り基準額

その家族が別居している場合は、認定条件としてあなたが継続的な仕送り(送金)で、その家族の生活費のほとんどを主として負担している事実が必要となります。

- ①仕送り額(送金)の条件
 - ・あなたからの仕送り(送金)額が仕送りされる家族の年間収入を超える額で、かつ 生活費として標準的に必要な送金額以上であること。
- ②仕送り(送金)の証明
 - ・当健保は仕送りの手渡しは認めていません。毎月の送金額が確認できる公的金融機関の証明が必要です。
 - ・下記に該当するような一時的な別居は仕送り(送金)証明は不要とします。
 - a)被保険者の単身赴任(業務命令に伴う)による別居(被保険者が資格取得した時点からの別居は対象外)
 - b)子供の通学による別居(在学中に限る)
 - c)里帰り出産、介護、長期入院、病気療養等で健康保険組合が認めたもの
 - d)特別扱い施設入所による別居

扶養状況報告書①

I. 被保険者について

事業所名	記号	番号	右詰め↓	現住所 〒 _____ - _____	標報	千
フリガナ 氏名	生年月日 昭・平 年 月 日	既に扶養している 家族（※被保険者の取得と同時の申請時は記入不要） 人数			【 妻 ・ 夫 ・ 子 ・ 父 ・ 母 ・ その他() 】【 人】	

II. 被保険者が扶養しなければならない具体的な理由及び経緯

III. 被扶養者申請する対象者に対し、被保険者以外に扶養義務のある方について（※配偶者・子を申請する時は原則不要）

申請する対象者からみた続柄で[有・無]の選択と、その右欄に回答

配偶者	有	氏名	年齢	同居・別居	収入内容	年収【 _____ 円】	配偶者の 収入証明書			
	無	<input type="checkbox"/> 未婚	<input type="checkbox"/> 死別:遺族年金【 有(5.の5へ) ・ 無】		<input type="checkbox"/> 離婚: _____ 年 月 慰謝料等の支援【 _____ 円/年 ・ 無】					
他親族	無	被保険者以外に扶養できる親族はいない		有	続柄	氏名	年齢	同居・別居	年収	状況により追加書類要
		続柄	氏名	年齢	同居・別居	年収				

IV. 被扶養者申請する対象者について（1～の番号をいずれか○印で選択し、その右欄【】へ回答）

フリガナ 氏名	生年月日 昭・平・令 年 月 日	年齢	続柄	現住所 〒 _____ - _____		
現在の健康保険	1	任意継続保険に加入	喪失予定【 _____ 年 月 日】	※直近1年以内に退職している場合		必要提出書類 現在加入の健康保険被保険者証(写) 又は 健康保険資格喪失証明書
	2	国民健康保険		在職時加入していた健康保険【 _____ 】		
	3	続柄【 _____ 氏名】の被扶養者である		【 _____ 】		
	4	無保険【 _____ 年 月 日～】		同上の資格喪失日【 _____ 年 月 日】		
	5	その他【 _____ 】		【 _____ 年 月 日】		
被保険者との生計維持状況	1	住居も家計も共にしている		同居	世帯全員分の住民台帳の写し (学生) + 在学証明書 + 送金証明書 直近6ヶ月分	
	2	業務命令に伴う被保険者の単身赴任により、被保険者留守宅に別居		別居の特例		
	3	通学による別居【大学・専門・予備校・()】		同一世帯		
	4	別居・家計別理由【 _____ 同居者【なし・あり()】】		非同一世帯		
収入状況	前年度収入額	【令和 _____ 年中 _____ 円】		※所得ではなく 総収入額 を記入		収入証明書
	1	上記の前年度も現在も収入が全くない ⇒下段☆を確認の上、裏面の誓約書へ				59歳以上は 年金定期便(写) 等 下段☆を確認の上、(裏面)扶養状況報告書②の1.～6.回答と誓約書へ
	2	上記の前年度中に収入があったが現在は収入がない				
3	現在、収入がある 又は 直近1年以内に収入があった					

☆申請対象者の収入について下記①～③の条件(扶養基準)を全て満たしていることをチェックでご確認の上、申請してください。

収入: 非課税収入等を含む給与・年金・その他全てが対象

雇用保険給付金、傷病手当金、退職日前後に産まれる方の出産手当金は収入であり、原則受給終了をもって審査を行う

① 被保険者に主として生計を維持されている(主として被保険者の収入によって生活している)

② 対象者の年間収入が130万円未満(60歳以上や障害厚生年金受給要件に該当する程度の方は、180万円未満)である

<同一世帯の場合>

③ 対象者の年間収入が被保険者の年間収入の2分の1未満である

<非同一世帯の場合>

③ 対象者の年間収入が被保険者からの援助(送金)に依る収入額より少ない

◆上記①②③により、被扶養者の認定を行うことが実態と著しくかけ離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くと認められる場合には、その具体的な事情に照らし最も妥当と認められる認定を行うものとする

